

○泉佐野市田尻町清掃施設組合情報公開・個人情報保護審査会条例施行規則

令和5年3月31日

泉佐野市田尻町清掃施設組合規則第2号

(趣旨)

第1条 この規則は、泉佐野市田尻町清掃施設組合情報公開・個人情報保護審査会条例(令和5年泉佐野市田尻町清掃施設組合条例第3号)第10条の規定に基づき、泉佐野市田尻町清掃施設組合情報公開・個人情報保護審査会(以下「審査会」という。)の組織及び運営に関し必要な事項を定めるものとする。

(会議)

第2条 審査会の会議は、会長が招集し、会長がその議長となる。

2 審査会は、委員の2分の1以上が出席しなければ会議を開くことができない。

3 審査会の議事は、出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

4 会長は、災害その他特別の理由により会議を招集することができない場合は、前3項の規定にかかわらず、書面その他の方法により議事を行うことができる。

5 第3項の規定は、前項の場合について準用する。この場合において、同項中「出席した委員」とあるのは、「委員」と読み替えるものとする。

(手続の併合又は分離)

第3条 審査会は、必要があると認めるときは、数個の審査請求に係る事件の手続を併合し、又は併合された数個の審査請求に係る事件の手続を分離することができる。

2 審査会は、前項の規定により、審査請求に係る事件の手続を併合し、又は分離したときは、審査請求人、参加人及び諮問庁にその旨を通知しなければならない。

(庶務)

第4条 審査会の庶務は、組合事務局において行う。

(委任)

第5条 この規則に定めるもののほか、審査会の運営に関し必要な事項は、会長が定める。

附 則

この規則は、令和5年4月1日から施行する。

附 則(令和7年3月27日泉佐野市田尻町清掃施設組合規則第7号)

この規則は、令和7年4月1日から施行する。